

台風等非常時の対応について

- 1 午前6時の時点で滋賀県または滋賀県南部（近江南部）に暴風警報または特別警報が発令されている場合は、安全対策上閉園とします。

閉園になるのは、次の警報発令時です。

「大雨**暴風**警報」「洪水**暴風**警報」「大雨洪水**暴風**警報」（いずれも**暴風**が伴う場合）

「大雨（暴風・大雪・暴風雪）**特別警報**」（暴風が伴わない場合も閉園）

- 2 園児が登園後に暴風警報または特別警報が発令された場合、原則閉園とさせていただきますので、保護者の方は安全面に留意しながら速やかにお迎えをお願いいたします。

3 その他

（1）閉園の場合、家庭の事情でやむを得ず保育が必要な方は、直接園にその理由を伝えてご相談ください。ただし、特別警報が発令された場合は完全閉園とします。

（2）閉園後に警報が解除になった場合、園の安全確認を行い、園児の受入れ体制が整い次第、必要に応じて保育を行いますので、直接園にご相談ください。

（3）上記1により午前6時の時点で閉園となった場合は、給食提供を行いません。

（4）台風の数等により、翌日に暴風警報または特別警報がずれ込んだ場合も同様の取扱いとします。

（5）JR 琵琶湖線が運休されている場合、または運休が見込まれている場合は、できるだけ家庭保育をお願いします。

（6）台風の数時には、交通事情により、給食食材の手配の都合上、閉園でない場合も給食の対応ができかねるときがあります。その場合は別途連絡させていただきますので弁当の準備をお願いします。

（7）台風接近時は、テレビやラジオの放送、有線放送等に十分ご注意ください。

（8）突発的な豪雨や JR 琵琶湖線の運休等により、園児の登園の危険性や送迎にできない状況が生じることが予測される場合は、園児の登園について各保護者が判断し、安全にご配慮ください。